

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 所得税法（昭和40年法律第33号）をいう。</p> <p>(2) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）をいう。</p> <p>(3) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）をいう。</p> <p>(4) 震災特例法規則 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）をいう。</p> <p>(5) 措置法 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）をいう。</p> <p>(6) 措置法通達 昭和55年12月26日付直所3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）をいう。</p>	<p>(注) この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 所得税法（昭和40年法律第33号）をいう。</p> <p>(2) 震災特例法 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）をいう。</p> <p>(3) 震災特例法令 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）をいう。</p> <p>(4) 震災特例法規則 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）をいう。</p> <p>(5) 措置法 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）をいう。</p> <p>(6) 措置法通達 昭和55年12月26日付直所3-20「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）をいう。</p> <p><u>(7) 耐用年数通達 昭和45年5月25日付直法4-25、直審(法)38「耐用年数の適用等に関する取扱通達」（法令解釈通達）をいう。</u></p>
<p>第11条の2（<u>被災代替船舶の特別償却</u>）関係</p> <p>（同一の用途の判定）</p> <p>11の2-1 震災特例法令第13条の2の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、<u>おおむね漁船、運送船（貨物船、油槽船、薬品槽船、客船等をいう。）、作業船（独航機能を有しないものを除く。）、その他の区分により判定する。</u></p>	<p>第11条の2（<u>被災代替資産等の特別償却</u>）関係</p> <p>（同一の用途の判定）</p> <p>11の2-1 震災特例法令第13条の2第2項各号の「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、<u>その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。</u></p> <p>(1) <u>建物（その附属設備を含む。以下11の2-7までにおいて同じ。）にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場用の用、倉庫の用、その他の用の区分</u></p> <p>(2) <u>構築物にあつては、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分</u></p> <p>(3) <u>機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表10（機械及び装置の耐用年数表（旧別表第2））に掲げる設備の種類</u>の区分</p> <p>(4) <u>船舶にあつては、漁船、運送船（貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。）、</u></p>

作業船（独航機能を有しないものを除く。）、その他の区分

(注) 震災特例法令第13条の2第2項第1号に規定する被災建物（以下この項及び11の2-3において「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第11条の2関係において同じ。）をした建物（以下この項及び11の2-3において「被災代替建物」という。）が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

(廃止)

（床面積の意義）

11の2-2 震災特例法令第13条の2第2項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号（面積、高さ等の算定方法）に規定する床面積によるものとする。

(廃止)

（2以上の被災代替建物を取得した場合の適用）

11の2-3 個人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、個人の計算によるものとする。

(注) 個人が、2以上の年にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に震災特例法令第11条の2第1項の規定の適用を受ける年分の同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌年以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

(廃止)

（おおむね同程度以下の構築物の意義）

11の2-4 震災特例法令第13条の2第2項第2号の「おおむね同程度以下のもの」とは、個人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のものをいうものとする。

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-2 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用上、個人が措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当するかどうかの判定は、当該個人の震災特例法第11条の2第1項に規定する被災代替船舶の取得等をした日及び当該被災代替船舶を事業の用に供した日の現況によるものとする。

附 則

(経過の取扱い…改正前の震災特例法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第151号)をいう。以下同じ。)による改正前の震災特例法及び震災特例法令(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の震災特例法及び震災特例法令を含む。)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の2-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものととして震災特例法第11条の2の規定を適用する。

(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)

11の2-6 震災特例法第11条の2第1項の「建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物と機能的及び地理的な一体性を有して事業の用に供される施設をいうのであるから、例えば、滅失をした工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類する施設又は滅失をした建物に隣接する駐車場等の施設がこれに該当する。

(注) 同項に規定する附属施設は、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなったものであるかどうかは問わないことに留意する。

(付随区域)

11の2-7 震災特例法第11条の2第1項の「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11の2-8 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用上、個人が措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者に該当するかどうかの判定は、当該個人の震災特例法第11条の2第1項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び当該被災代替資産等を事業の用に供した日の現況によるものとする。

の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本
大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）の取
扱いの例による。